

委託業務特記仕様書（令和８年８月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第１条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第２条 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- ２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- ３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第３条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第5条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第12条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（本業務の特記仕様事項）

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

特記仕様事項

1. 業務目的

本業務は、鳴門ウチノ海総合公園の長寿命化計画の見直しを目的とするものである。

2. 業務内容

2.1 健全度調査と健全度・緊急度判定

健全度調査等は、予備調査及び過年度業務等において「予防保全型管理を行う候補の施設」に分類された公園施設を対象に、個々の施設毎に健全度調査ならびに健全度・緊急度判定を行い、その結果を「健全度調査票」等に整理する。

①一般施設

一般施設は、基本的には製品を主対象とし、高価で複雑な構造を有し、長寿命化対策を講じることによりライフサイクルコストの縮減が図れる施設を対象とし、以下のように細区分する。

調査は、対象施設全体および主要部材について目視等により確認し、写真や「調査票」に整理する。

一般施設の種別

種別	施設内容
一般施設 A	バックネット・バスケットゴール等、照明施設・引込柱・時計（高価なもの）、門・柵（高価なもの、転落防止目的等、柵は 200m 当たりとする）
一般施設 B	ステージ、デッキ、記念碑等（鋼製のモニュメント等）、噴水等
一般施設 C	休憩所・四阿・パーゴラ・日陰だな等（面積 10 m ² 以上）※

※製品でない場合は、建築物として扱う

②遊具

遊具は、以下に示す区分に応じて、劣化の損傷の状況だけでなく、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」(R6.6:国土交通省)ならびに「遊具の安全に関する規

準:JPFA-2024」(一般社団法人日本公園施設業協会)への適合性の確認も合わせて行う。

遊具の種別

種別	施設内容
遊具 A	雲梯、太鼓梯子、鉄棒(3 連)、動物置物、単体スプリング遊具、シーソー、境界柵、平均台、砂場、等これに類似した遊具
遊具 B	ジャングルジム、すべり台、2 連ブランコ、はん登棒、全方向ブランコ、等これに類似した遊具
遊具 C	チェーンネットジャングル、ロープウェイ、4 連ブランコ、2 方向すべり台、回転すべり台、回転ジャングルジム、等これに類似した遊具
小型複合遊具	遊具の先端を直線で結んだ多角形の面積が 100m ² 未満

種別	施設内容
中型複合遊具	上記の面積 100m ² 以上、300m ² 未満
大型複合遊具	上記の面積が 300m ² 以上のもの

③建築物

建築物は、面積 10m² 以上の建築物を対象として、既往の点検結果資料等を基礎資料として、主に目視による調査を行う。

なお、「建築基準法第 12 条第 2 項」に基づき定期点検が行われている施設については、当該点検結果を参考に必要な調査を行うこととする。

④各種設備

各種設備については、法令の規定等による点検や検査が行われているものは法定点検の結果を活用し、それ以外は定期点検保守が実施されている設備（例えば、噴水の循環設備等）を対象として、既往の点検結果資料を基に目視による作動確認を中心として調査する。

⑤土木施設

土木構造物は、擁壁・橋梁・木橋等の種別ごとに、既往のマニュアル等に準じて調査を実施する。なお、適用する資料については指針案に基づくとともに、監督員との協議により決定する。

2.1.1 健全度調査

「予防保全型管理を行う候補の施設」について、一般施設・遊具・土木構造物・建築物・各種設備という調査対象施設の区分に応じて実施し、対象施設全体の状況（個別の施設の状況だけでなく、施設の配置や周辺を含めて確認する）と共に、より詳しく構造物や消耗材の劣化や損傷の状況を確認し、後の判定や計画の基礎情報とするために実施するものである。

2.1.2 健全度・緊急度判定

健全度判定は、健全度調査で得られた情報を基に、公園施設ごとの劣化や損傷の状況、および安全性などを総合的に確認し、公園施設の補修もしくは更新の必要性について、総合的に判定を行う。また、その結果に基づき、施設の補修もしくは更新に対する緊急度についても判定する。

2.1.3 調査判定票等取りまとめ

健全度調査ならびに健全度・緊急度判定の結果をとりまとめる。

2.2 長寿命化計画の検討と策定

長寿命化計画の策定は、長寿命化のための基本方針、長寿命化対策の検討、ライフサイクルコストの検討等を行い、長寿命化対策や更新を行う年度や費用を適正にバランスよく調整し、その結果を長寿命化計画として取りまとめる。

3. 打合せ協議

打合せの回数は、①業務着手時、②中間打合せ（2回）、③成果物納入時の計4回とする。